

# 議案説明書

【11月21日開催分】

令和7年12月定例会

# 令和7年生駒市議会第6回(12月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年11月21日(金) 午後1時

2 場 所 第1会議室

## 3 説明議案等

報告第 12 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 13 号	市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）
報告第 14 号	市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）
議案第 73 号	令和7年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
議案第 74 号	令和7年度生駒市公共施設整備基金特別会計補正予算（第1回）
議案第 75 号	令和7年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
議案第 76 号	令和7年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）
議案第 77 号	生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 78 号	生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について
議案第 79 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 80 号	生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 81 号	生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 82 号	子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について
議案第 83 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 84 号	生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）請負変更契約の締結について
議案第 85 号	生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）請負変更契約の締結について
議案第 86 号	財産の無償貸付けの変更について
議案第 87 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について
議案第 88 号	生駒市福祉センターの指定管理者の指定について

## 4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

## 5 説明のため出席した者

総務部長	小林弘幸	財務部長	鍬田明年	福祉部長	後藤治彦
子育て健康部長	吉村智恵	建設部長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦
消防防長	金田和彦	教育部長	松田 悟	生涯学習部長	坂谷 操

## 報告第12号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

### 【消防本部】

今回の専決処分については、令和7年3月11日付けで本市消防本部が発令した懲戒処分について、本市公平委員会において、令和7年9月8日付けで管理監督者の被処分者1名の懲戒処分を取り消す裁決がなされたことから、当該職員の令和7年4月からの給与の昇給と、同年6月の賞与の減額分を回復し、不支給分を支給することに伴い、民法の規定に基づき、給与等の支払いが遅れた期間に応じた遅延利息として、2341円を損害賠償として支払うものです。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による市長の専決処分事項となり、令和7年10月15日付けで専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告するものです。

## 報告第13号 市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）

## 報告第14号 市長専決処分の報告について（変更契約の締結について）

### 【教育部】

#### （報告第13号）

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものと同条第2項の規定により報告するもので、生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）について、令和6年3月議会における議決の上、実施したところ、今般、工事内容について変更が生じたことから変更契約を行ったものです。

主な変更内容としては、LPガスボンベ庫設置位置と配管ルートの変更、プリペイドカード仕様の変更、車両用区画線の変更を行ったことにより、当初契約の契約金額3億5200万円に対し、209万円を増額し、3億5409万円で変更契約の締結を行ったものです。

#### （報告第14号）

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものと同条第2項の規定により報告するもので、生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）について、令和6年3月議会における議決の上、実施したところ、今般、工事内容について変更が生じたことから変更契約を行ったものです。

主な変更内容としては、LPガスボンベ庫及び室外機設置位置の変更と配管ルートの変更、プリペイドカード仕様の変更を行ったことにより、当初契約の契約金額2億6180万円に対し、828万7400円を増額し、2億7008万7400円で変更契約の締結を行ったものです。

## 議案第73号 令和7年度生駒市一般会計補正予算（第4回）

### 【総務部】

第3表債務負担行為補正、事項「地域公共交通活性化事業検討業務」です。

生駒市地域公共交通計画において推進する事業・施策については、コミュニティバスの利用実績の整理や利用促進支援、市内バスネットワーク維持に向けた検

討、生駒市地域公共交通活性化協議会での議論等を円滑に進めるための業務委託を行っています。令和8年度の当該業務について、本年度中に業者選定を行い、来年度当初から効率的に業務を遂行していくため、令和7年度から8年度まで400万円の債務負担行為を新たに設定するものです。なお、令和7年度において歳出は発生しません。

### 【財務部】

款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料、及び13使用料及び賃借料です。2021年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立・施行され、社会全体のデジタル化の推進が急務とされたことなどを踏まえ、地方公共団体は、原則、2025年度までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すこととされています。これを受け、本市においても、令和8年1月に全序的な標準準拠システムへの移行が予定されています。

これを機に更なるDX化の推進を図るため、個人住民税に係る課税支援システムを標準化移行時期に合わせて導入し、税制改正対応等への職員負担を軽減すると共に安定的かつ効率的に業務を行うことで、市民サービスの向上へつなげ、より公平・公正な課税の実施に向けた課税支援システムの導入費用として、861万8000円の増額補正を行うものです。

### 【福祉部】

第3表の債務負担行為の補正、事項「交通費等助成業務」、期間「令和7年度から令和8年度まで」、限度額「3億260万9000円」です。

交通費等助成業務におけるクーポン券の使用期間を今年度同様6月から翌年2月までとするには、前年度中から委託業者の選定やクーポン券等の作成準備に着手する必要があるため、債務負担行為の追加を行うものです。

なお、期間は、令和7年度から令和8年度までとしていますが、令和7年度中の予算の支出はありません。

### 【建設部】

款6土木費、項3都市計画費、目2公園整備費については、生駒山麓公園のキュービクル式高圧受電設備の更新工事において、5300万円を減額するものです。

減額理由については、山麓公園のキュービクル更新工事を令和7年度予算で計上していたものの、法改正に伴い仕様が変更となったことから、現行仕様キュービクルの生産受付が終了したため、減額補正を行うものです。

なお、令和8年度に新仕様での予算計上を行う予定です。

### 【教育部】

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金について、壱分幼稚園のこども園化整備事業が、令和7年度、令和8年度の

2カ年にわたる事業であることから、国の就学前教育・保育施設整備交付金が、令和7年度に30%交付され、市においても当該事業を実施する事業者に対して補助金を交付する必要が生じたため、1億1791万6000円を計上するものです。

なお、財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金の就学前教育・保育施設整備交付金を充てるものです。

次に、款8教育費、項6保健体育費、目3学校給食材料費、節10需用費について、物価高騰の影響により多くの食料品が値上げとなっている中で、本年10月から米の価格が大幅に上昇していることから、給食材料経費に不足が生じる見込みがあるため、1488万3000円を計上するものです。

### 【生涯学習部】

第2表繰越明許費補正の追加として、款「教育費」、項「社会教育費」、事業名「生涯学習施設整備事業」です。

芸術会館美楽来の自家用電気工作物年次点検の結果、蓄電池の機能不全が判明したため、蓄電池設備の更新を行うための経費委託料591万8000円を増額補正するものです。なお、更新業務の完了が令和8年度になることから、併せて繰越明許費を設定するものです。

次に、事業名「体育施設整備事業」では、委託料2179万1000円と工事請負費2082万3000円、合計4261万4000円を増額補正するものです。委託料については、総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定を進める中で、並行して体育施設建設予定地を対象とした測量が必要となることから2179万1000円増額補正し、測量業務が年度を超えるため、併せて繰越明許費を設定するものです。工事請負費については、令和7年度予算において、むかいやま公園と生駒北スポーツセンターのトイレ洋式化の予算を計上していましたが、計上額に誤りがあり不足することが判明し、工期の関係上、むかいやま公園分を優先発注し、残予算で不足が生じる生駒北スポーツセンタートイレ改修工事費2082万3000円を増額補正し、工事の完了が令和8年度になることから、併せて繰越明許費を設定するものです。財源としては、歳入、款22市債、項1市債、目7教育債に2080万円を計上しています。

## 議案第74号 令和7年度生駒市公共施設整備基金特別会計補正予算（第1回）

### 【建設部】

今回の補正予算は、「生駒市住宅地等開発行為に関する指導要綱」第7条の規定に基づく、公共施設の整備に要する事業費負担に関するものです。概要として、学研北生駒駅の北西側、またコメリパワ一生駒店の南側で実施している「(仮称)上町複合商業施設開発事業」において、市が周辺道路整備に要した費用の一部負担を求めたところ、協力を得られることとなり、併せて、次年度以降の公共施設の整備事業資金に充てられるよう公共施設整備基金に積立てを行うため、補正予

算の計上をするものです。

金額については、歳入歳出とも1291万8000円の追加となります。

**議案第75号 令和7年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）**

**議案第76号 令和7年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）**

**【子育て健康部】**

**(議案第75号)**

今回の補正予算は、歳入歳出とともに、176万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億1646万6000円とするものです。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節22償還金利子及び割引料において、保険給付費等交付金は見込額で交付を受け、金額確定後に次年度で精算をしますが、令和6年度分について、精算返還額が予算額を上回り不足が生じるため176万2000円の増額を計上します。

財源として、款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金で、176万2000円を計上しています。

**(議案第76号)**

生駒市立病院で出産された方から、感謝の気持ちとして、市立病院に対して寄附の申入れがありました。

寄附金の受入れとして、収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目6その他医業外収益に5万円を追加し、総額6億536万2000円とともに、市立病院に交付金として支出するため、同じく下段、款1病院事業費、項1医業費用、目2経費に5万円を追加し、総額5億3763万4000円とするものです。

**議案第77号 生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について**

**議案第78号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について**

**【生涯学習部】**

**(議案第77号)**

今回の条例の一部改正は、「スポーツ基本法」の一部が改正され、地方スポーツ推進計画がスポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができると示されたことを受け、スポーツ推進審議会の所掌事務に、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、これと一体のものとして定めるスポーツに関連する他の計画を含む旨を追記する改正を行うものです。

本条例の施行日は、公布の日となります。

**(議案第78号)**

現行の「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則」に基づく学校体育施設の開放事業については、学校の理解と協力により、地域住民の方々

が気軽にスポーツ活動を行うことができるよう、学校休業日にその学校に関する地域の団体に施設を開放してきました。

しかし、長い間、各学校で運用をしてきたことで、使用可能な団体や時間帯等が学校ごとに異なっていたり、予約方法が明確化されていなかったことによる不公平感や混乱が生じたり、学校における働き方改革の一環により、本来、学校教員の業務ではない使用団体の管理や調整、申込み手続きや鍵の受け渡し等の対応を、学校を介さずに行う必要性があること等、運用の在り方の改善が急務となっています。また、施設の維持管理費や光熱水費等の経費高騰に伴い、学校の経費にも負担が増加しています。現在整備を進めている、体育館の空調設備の導入により、使用ルールを定める必要も生じました。

これらのことから、現状のまでの学校体育施設開放事業の継続は難しく、見直しを行わなければならない状況となり、条例を制定し、使用団体の資格や時間区分等ルールの統一化や明確化を行うとともに、施設の予約や使用に係る事務を学校外で行うこと等により生じる事業経費の一部について、受益者の負担を定めるものです。

条例の概要について説明します。

第3条、学校体育施設の開放を行う学校を規定します。

第4条、学校体育施設の開放日を規定し、全ての小中学校において平日まで対象を拡大しました。

第5条、学校体育施設の開放時間について、別表1のとおり学校教育活動に支障がないよう定めるとともに、現在使用しておられる団体の活動を担保するためにも、開放時間以外の時間を開放できることとしています。

第6条では、学校体育施設を使用することができる団体の要件を規定し、第7条では、年度更新の団体登録について規定しています。

第9条では、使用の制限、第10条では、使用許可の取消しについて規定しています。

第12条では、使用料の納付について定め、各学校施設の使用時間ごとの使用料について別表2のとおり定めています。なお、市内に在住し、又は在学する中学生以下の者で構成された団体であって、指導者のもとで運営されている、青少年等団体については、別表2に明記する2分の1に相当する額です。

第13条では、使用料の減免について、第14条では、使用料の還付について、規定しています。ただし、還付の細目は規則で定めています。

第17条では、使用終了後等の施設の原状回復について規定しています。

第19条では、この条例に定めるもののほかの事項について、規則委任することを規定しています。

制定に至る経過として、7月に現在使用している団体を対象に説明会を行い、9月にパブリックコメントを実施し60件の意見が寄せられました。

条例の施行は、令和8年4月1日とし団体登録などの準備行為については公布の日としています。

- 議案第 79 号 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 81 号 生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 82 号 子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 32 に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について

### 【教育部】

#### (議案第 79 号)

本案については、国の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、「生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の 3 条例を改正する必要が生じたものです。

改正の内容としては、①国家戦略特別区域に限り、認められている地域限定保育士制度が一般制度化されるため、奈良県が制度を利用した場合に備える必要な改正、②児童虐待に関する条例において、法律を引用する部分の項番号にずれが生じたことによる修正、③保育所の入所に当たり、実施される入所前の健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合、代替できることが追加されたことによる改正、となっています。

改正条例の施行日は、公布の日としています。

#### (議案第 80 号、81 号、82 号についてまとめて説明)

これらの条例は、令和 8 年 4 月から、乳児等通園支援事業が本格実施されることに伴い、事業実施に必要となる認可・確認の手続き、生駒市が利用する経過措置について定めるものです。

まず、乳児等通園支援事業の概要です。

こども誰でも通園制度と呼ばれるこの事業は、保育所に通園していない子どもを保育所などに預けることにより、子どもに集団生活を体験させ、子どもの育ちを助けることを目的に実施するもので、対象は、0 歳 6 カ月から 3 歳未満の児童、上限時間は、月 10 時間を限度として利用できるものです。

次に、①の議案第 80 号の「生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、認可に必要な項目を定めるもので、事業の実施について、保育の対数や保育室の広さなどを規定しています。

②の議案第 81 号の「生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、①の条例で認可を受けた事業者を対象に、利用定員や運営方法について確認することを定めた条例です。

③の議案第 82 号の「子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 32 に定める時間に関する経過措置に関する条例」については、この事業を利用するに当たり、

国は、子ども一人当たりの月の利用上限時間を10時間と定めていますが、自治体の判断により、条例を制定することで、この上限時間に経過措置を設けることができるとしています。

生駒市は、令和7年11月1日現在の待機児童について、実質待機、これは、希望園が6園以上あって待機となっている方ですが、これが34名、実質待機以外の待機者である単純待機が204名いることから、待機児童の解消を優先し、本事業の利用時間に経過措置を設けて上限時間を軽減するものです。

経過措置の内容は、子ども一人当たりの月の利用上限時間を、令和8年度は4時間、令和9年度は5時間、令和10年度に国が求めている10時間とします。

なお、各年度における本事業の目標確保時間は、資料に記載の表のとおりとなります。

施行日について、議案第80号は公布の日、第81号及び82号については、令和8年4月1日としています。

## 議案第83号 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

### 【消防本部】

今回の条例の一部改正は、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、「林野火災注意報」や「林野火災警報」の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）の一部が改正されたことにより、生駒市火災予防条例の一部を改正するものです。

改正内容としては、条例第29条の火災警報と呼ばれる「火災に関する警報発令中における火の使用制限に関する事項」として、第1項中に消防法第22条第3項に規定するものである旨を加え、従前からの火災予防条例上の火災警報は、消防法に規定するものであることを明確にしました。

また、火災警報発令中の屋内での裸火の使用に係る制限について、近年の建築物の状況や火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、同条第1項第7号中の「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと」の文言を削除しました。

次に、林野火災の予防に関する事項として、条例第29条の8に「林野火災に関する注意報」いわゆる「林野火災注意報」を新設し、第1項では、「市長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発することができる」とし、第2項では、「林野火災注意報が解除されるまでの間、区域内において、火の使用制限の努力義務を定めるとともに、第3項では、当該区域を指定することができる」としました。

さらに、第29条の9に「林野火災の予防を目的とした火災に関する警報」いわゆる「林野火災警報」を新設し、「市長は林野火災の予防を目的として、林野火災警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる」としました。

林野火災注意報・林野火災警報の発令基準については、令和7年8月に総務省

消防庁から発出された「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の発令指標の設定例のとおりとし、過去の降水量や風速、気象注意報に基づくものとします。

林野火災注意報・林野火災警報発令時の火の使用制限の対象区域の指定については、森林法第21条により「森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地についての火入れは、市町村長の許可を要する」とこととされており、生駒市においては森林等から1キロメートル範囲の部分が、市街地を含め市域の大半を占めていることから、対象区域は市内全域とします。

発令基準、火の使用制限対象区域については、生駒市火災予防規則の一部改正において定める予定です。

次に、条例第45条第1項第1号に規定する「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為」に「たき火」が含まれる旨の文言を加えて明確にしました。

また、同条第1項各号に掲げる届出については、同条第2項に「消防長が届出の対象となる期間・区域を指定することができる」とこととしました。

この届出対象期間・区域については、現状で年間を通じ、市内全域を対象として届出されていますので、従前のとおりとして対象期間は通年、区域は市内全域とします。これについても、生駒市火災予防規則の一部改正で規定する予定です。

なお、第2項を追加することに伴い、条例第42条の3第1項第3号の文言整理を行います。

本条例における改正内容は、条例（例）のとおりとし、施行日は令和8年1月1日となります。

**議案第84号 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）請負変更契約の締結について**

**議案第85号 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）請負変更契約の締結について**

### 【教育部】

#### （議案第84号）

本案について、市内小学校の屋内運動場において、屋内運動場内の室内機の設置工事等は順調に進んでいますが、室外機の納期が遅れており、年明けの1月以降にならないと納品予定が立たないことが判明したことから、契約期間を令和8年2月27日までであったものを令和8年3月31日までに変更するものです。

なお、本契約に基づき整備している学校は、鹿ノ台小学校、真弓小学校、あすか野小学校、生駒台小学校、俵口小学校の5校です。

#### （議案第85号）

本案についての概要は、議案第84号と同様です。

本契約に基づき整備する学校は桜ヶ丘小学校、生駒小学校、生駒東小学校、壱分小学校、生駒南第二小学校の5校です。

## 議案第86号 財産の無償貸付けの変更について

### 【都市整備部】

現在、国が施行する国道163号バイパス工事における残土の仮置き場を、高山第2工区内の市有地で無償貸付けしていますが、国土交通省から令和13年3月31日まで、面積を一部変更した上で、引き続き、同様の目的、条件で使用したい旨の申入れがあつたため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

貸付けの変更を行う市有地の箇所は、学研高山地区第1工区の北側の第2工区内の土地です。

面積は現地の使用状況の精査により、当初の8223.68平方メートルから8627.94平方メートルに変更し、貸付けの期間は当初契約期間から5年間延長し、令和12年度末、令和13年3月31日までとしています。

ただし、貸付期間中であっても、学研高山地区第2工区の事業の用に供する必要が生じたときは、返還させる旨の規定を契約書に設けています。

貸付け相手は、国土交通省、近畿地方整備局、浪速国道事務所所長、中西健一郎です。

## 議案第87号 生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

### 【生涯学習部】

生駒市コミュニティセンターを除く生涯学習施設6施設は、令和8年3月31日をもって、現在の指定期間が満了します。生駒市コミュニティセンターを追加し、本議案に係る施設に新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

対象となる施設は、たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書会館、生駒市コミュニティセンター、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターISTAはばたき及び芸術会館美楽来の7施設です。

指定管理者となる団体は、「いこま学びの輪パートナーズ」です。

株式会社ザイマックス関西と株式会社日比谷花壇による共同事業体で、各事業者の所在地は議案書に記載のとおりです。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

本議案に係る指定管理者候補者の審査・選定は、指定管理者制度に関する指針に基づき、生駒市プロポーザル審査委員会で実施しました。

本年7月28日から10月3日まで募集したところ、3団体から応募があり、10月29日にプレゼンテーション等による審査を行い、候補者を選定しました。

## 議案第88号 生駒市福祉センターの指定管理者の指定について

### 【福祉部】

本議案に係る施設については、令和8年3月31日をもって、指定の期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、生駒市福祉センターです。

指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地は、社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会、生駒市元町1丁目6番12号です。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

次に、本議案に係る指定管理者候補者の選定に当たっては、生駒市プロポーザル審査委員会を設置し、審査、選定を行いました。

本年10月1日から10月10日まで募集したところ、1団体から応募があり、11月5日にプレゼンテーション等による2次審査を実施し、候補者を選定しました。

# 議案説明書

【12月8日開催分】

令和7年12月定例会

# 令和7年生駒市議会第6回(12月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年12月8日(月) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

## 3 説明議案

議案第 90 号	南コミュニティセンターせせらぎ空調設備更新工事請負契約の締結について
----------	------------------------------------

## 4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	改正大祐	神山さとし	山下一哉
加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子	芦谷真治
森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子			

## 5 説明のため出席した者

生涯学習部長 坂谷 操

議案第90号 南コミュニティセンターせせらぎ空調設備更新工事請負契約の締結について

【生涯学習部】

本案は、令和7年11月18日事後審査型条件付一般競争入札に付した本件について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議決いただくものです。

入札にあたっては、工種を管工事とし、2者の入札があり、竹田水道工業株式会社が税込み2億7280万円で落札し、その後審査の結果、11月20日に落札業者を決定し、工期を契約締結日から令和9年8月31日までとして仮契約を締結したものです。

なお、落札率は80.79%でした。

# 議案説明書

【12月19日開催分】

令和7年12月定例会

# 令和7年生駒市議会第6回(12月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年12月19日(金) 午前10時2分

2 場 所 第1会議室

## 3 説明議案

議案第 91 号	令和7年度生駒市一般会計補正予算(第5回)
議案第 92 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 93 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 94 号	生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について

## 4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

## 5 説明のため出席した者

総務部長 小林弘幸

## 議案第91号 令和7年度生駒市一般会計補正予算（第5回）

### 【総務部】

補正内容としては、人事院勧告に基づく給与改定と、年度開始以降の人事異動等に伴う人件費の各費目の調整を行うもので、款1議会費、項1議会費から款8教育費、項6保健体育費までの各費目の給料、職員手当等及び共済費について、一般会計の入件費総額で、2億3122万9000円の増額補正をするものです。

なお、報酬については、増減はありません。

給料については、人事院勧告による給与改定に伴い、給料月額の平均3.28%の引上げにより1億1026万円の増額となります、退職及び人事異動等により支給額が3890万円減少することから、差引きした結果、7136万円の増額となります。

次の職員手当については、同じく人事院勧告による給与改定に伴い、期末手当、勤勉手当がそれぞれ0.025月分ずつ引上げられたこと等により1億983万9000円の増額となります。

次に、共済費についても、給与費の増に伴い、市町村職員共済の共済負担金が増額となり、各費目の合計で4646万2000円の増額となります。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費において、356万8000円の増額補正を行います。

これは、生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の規定に基づき給料総額の5%となっている職員退職給与基金の積立額を、先に説明のあったとおり、給料を7136万円増額することからその5%にあたる金額を増額するものです。

## 議案第92号 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 【総務部】

今回の改正は、令和7年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の特別職の給与改定に準ずるもので、本市の理事者及び議員の皆様の給与等を規定している3条例について改正を行うものです。内容については、市長をはじめ各理事者及び議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

条文については、各条例の施行日にあわせ、公布の日から施行分としての第1条、令和8年4月1日から施行分としての第2条と、2段階に分けての改正とされています。

「生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」「生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」「生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」の3条例とともに、公布の日から施行分の第1条として、期末手当の支給月数を、

1.725月分から0.05月分引上げ、1.775月分に改正し、本年12月の支給分として適用します。

令和8年4月1日施行分の第2条としては、期末手当が6月及び12月の2回

に分かれる事から、期末手当の支給月数が均等になるよう、支給月数を、  
1. 775月分から1.75月分に改正するものです。

## 議案第93号 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 【総務部】

本条例は、先ほどの議案第92号と同様に、本年8月の人事院勧告に基づくもので、関係3条例を改正するものです。

今回の人事院勧告においては、令和8年4月から適用となる、駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の改定も含まれていますが、本定例会に提案するものは、令和7年度から遡及適用が必要となる、月例給、期末・勤勉手当の支給月数及び通勤手当、宿日直手当の支給限度額の引上げのみとしています。なお、会計年度任用職員は単年度での任用で、任用時に給与や手当等、勤務条件を提示していることから、従来から月例給、期末・勤勉手当の支給月数等の改定は翌年度からの適用としており、今回の改正には含まれていません。

改正内容として、第1条については、4点の改正があります。

1点目は、一般職給料表について、全ての号給を引き上げる改定を行うものであります、平均で3.28%の引き上げとなるものです。この結果、一般職大卒では1万2000円、一般職高卒では1万2300円の初任給引き上げとなります。

2点目は、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げるものであり、12月の期末・勤勉手当の支給月数を一般職員についてそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当を1.25月分から1.275月分に、勤勉手当を1.05月分から

1.075月分に改正し、再任用職員についてもそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当を0.7月分から0.725月分に、勤勉手当を0.5月分から0.525月分に改正します。

3点目は、通勤手当について、自動車等使用者の支給限度額を3万3100円から4万200円に引き上げるものです。距離ごとの支給額については、規則改正にて対応する予定です。

4点目は、宿日直手当について、支給限度額を引き上げるものです。こちらも支給額については、規則改正にて対応する予定です。

第2条については、一般職員について期末手当を1.275月分から1.2625月分に、勤勉手当を1.075月分から1.0625月分に改正し、再任用職員については期末手当を0.725月分から0.7125月分に、勤勉手当を0.525月分から0.5125月分に改正し、令和8年度の6月及び12月の支給月数が均等になるように改正するものです。なお、年間の期末手当と勤勉手当を合わせた支給月数は一般職員については4.6月分から4.65月分に、再任用職員については2.4月分から2.45月分に改定となります。

次に、第3条及び第4条において、一般職の特定任期付職員についても同様に、第3条において給料表の改正を行うとともに、期末手当の支給月数を0.95月分から0.975月分に、勤勉手当を0.875月分から0.9月分に改正し、

第4条において期末手当を0.975月分から0.9625月分に、勤勉手当を0.9月分から0.8875月分に改正し、令和8年度の6月及び12月の支給月数が均等になるよう改正するものです。

年間の期末手当の支給月数は3.45月分から3.5月分に改定となります。

最後に、第5条において、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、改定の適用時期を翌年の4月1日とするための規定を附則に追加します。

施行日に関して、第1条、第3条、第5条の規定は公布の日から、期末手当及び勤勉手当の支給月数を均等配分する第2条、第4条の規定については、令和8年4月1日からとしています。

## 議案第94号 生駒市自動車駐車場の指定管理者の指定について

### 【総務部】

本議案に係る施設については、令和8年3月31日をもって、現在の指定の期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、生駒駅南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場及びベルテラスいこま自動車駐車場の3施設です。

次に、2、指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地は、ミディ総合管理株式会社、大阪市中央区難波二丁目2番3号です。

また、3、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

最後に、4、指定管理料は、5年間総額で5億2200万円です。

次に、本議案に係る自動車駐車場の指定管理者候補者の選定に当たっては、生駒市プロポーザル審査委員会を設置し、審査、選定を行いました。

指定管理者候補者の選定については、指定管理者制度に関する指針に基づき令和7年10月23日から11月17日まで募集したところ、1団体から応募があり、11月25日にプレゼンテーション等による審査を行い、候補者の選定を行いました。